

- ・指定の適格性等を確認するために、以下の他にも書類をご提出いただくことがございます。  
例えば、外来応需体制を確認するために、診療所の外観写真等をご提供いただくこともございます。
- ・指定申請の締切日は毎月12日です。12日が土日祝日の場合は、翌開庁日が締切日となります。  
指定申請の関係で直接当所へお越しになる場合は、事前に電話予約をお願いします。
- ・毎月の締切日までに指定申請を行われた場合、基本的に翌月1日付で保険医療機関として指定されます。

## 提出書類 (医科・歯科)

### 【指定申請時に必要な書類 (共通)】

1. 保険医療機関・保険薬局 指定申請書	<a href="#">リンク</a>
2. 保険医療機関・保険薬局 指定申請書添付書類 (上記1を印刷すると同時に印刷されます。)	
3. 開設届 (保健所提出書類) の保健所の受付印のある控の写し (添付書類を含む)	
4. 保険医登録票の写し (勤務保険医全員分)	
5. (歯科) 医師免許証の写し (勤務保険医全員分)	
6. 管理者の履歴書	
7. 保健所に提出した平面図、周辺図	
8. 賃貸借契約書の写し (契約している場合のみ)	
9. 委任状 (指定申請を開設者ではない代理の方が行う場合)	
※提出期限の詳細は、千葉事務所HP内「各種の申請・届出の提出先及び締切日について」をご確認ください。	

※下記の事項に該当する場合、それぞれの書類の提出もお願いします。

### 【新規開設 (遡及申請ではない場合)】

1. 受付番号情報提供依頼書 兼 回答書 の写し	<a href="#">リンク</a>
※指定申請に先立って受付番号情報提供依頼書をご提出いただき、回答を得る必要があります。 提出期限は指定申請と異なります。千葉事務所HP内「各種の申請・届出の提出先及び締切日について」をご確認ください。	
2. オンライン資格確認の導入計画書 (別紙2)	<a href="#">リンク</a>
※オンライン資格確認機器の導入に係るスケジュールも併せてご確認ください。→	
3. 社会保険及び労働保険への加入状況にかかる確認票 (別紙1)	<a href="#">リンク</a>

### 【遡及申請の場合】

1. 保険医療機関・保険薬局 廃止届	<a href="#">リンク</a>
2. 指定通知書 (原本) ※紛失されている場合は、代わりに指定通知書紛失届をご提出ください。	<a href="#">リンク</a>
3. 廃止届 (保健所提出書類) の保健所の受付印のある控の写し	
※施設基準の届出直しを行う際、各施設基準の届出書及び様式に加え、右記リンク先別紙2もご提出ください。	
	<a href="#">リンク</a>

### 【法人開設の場合】

1. 開設許可申請書 (保健所提出書類) の保健所の受付印のある控の写し (添付書類を含む)
2. 開設許可証の写し
3. 法人登記簿謄本 (写し可。指定申請日から3ヶ月以内に発行されたもの)

### 【病院・有床診療所の場合】

1. 使用許可申請書 (保健所提出書類) の保健所の受付印のある控の写し (添付書類を含む)
2. 使用許可証の写し

### 【遡及申請において、開設者交代の場合 (家族間での交代を除く)】

1. 右記リンク先の引継確認書を、新旧開設者双方合意の下で作成し、ご提出ください。	<a href="#">リンク</a>
2. 譲渡契約書等がありましたら、その写しのご提出もお願いします。	

### 【遡及申請において、移転の場合 (2km以内)】

1. 移転前後の位置関係が分かる地図 (縮尺付きのもの)
------------------------------

### 【在宅診療のみの場合】

1. 在宅のみで診療を行う診療所の指定 (変更) 申請に係る申立書	<a href="#">リンク</a>
-----------------------------------	---------------------